

2024 年度 業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する本交渉

・日 時：令和 6 年 3 月 28 日（木曜日） 午後 4 時から午後 4 時 10 分まで

・場 所：本庁舎 5 階 副首都推進局 大会議室

・出席者

（副首都推進局）総務担当課長、総務担当課長代理

（大阪市職員労働組合市民支部）支部長、書記長

・内 容

（市民支部）

先日 21 日に 2024 年度業務執行体制にかかわる組合員の勤務労働条件の確保について、申し入れを行った。

行政の基本的責務として、市民サービスの確保は極めて重要であり、安易な切り下げは許されるものではないと考えている。多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応し、行政内容の質や水準を低下させないために、業務内容・業務量に見合った執行体制の構築が必要である。

また、業務遂行が、超過勤務の増加や、有給休暇等の未取得日数の増加といった勤務環境の悪化の上に成り立つものではないと考えている。

この間、「仕事と人」の関係整理を基本に、真摯な労使交渉・協議を行ってきたところではあるが、「業務執行体制の改編に伴う職員の勤務労働条件の変更」については、交渉事項であるので、引き続き誠意をもって対応するよう申し入れる。

また、結果として組合員の勤務労働条件に影響を及ぼさない場合であっても、執行体制の改編などを行う場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について、必要な情報提供を随時、速やかに行うよう求める。

（副首都推進局）

支部長をはじめ、市民支部の皆様方には、平素より副首都推進局の事務事業の円滑な遂行にあたり、何かとご理解、ご協力賜っていることに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

先日、申入れを受けた【2024 年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ】を 5 点にわたりお受けしたところ。

令和 6 年度の当局業務に関して、大きく 3 項目にわたり遂行にあたっての考え方を申し上げます。

まず、1 つ目は「副首都ビジョン【改定版】」を指針として、府市一体を核にオール大阪で大阪の副首都化が推進されるよう取組を進めること。

2つ目として、府市一体条例のもと府市一体の行政運営を推進するため、副首都推進本部（大阪府市）会議を適宜開催し、府市の重要な方向性等について協議し、取組を進めること。

3つ目として、大阪公立大学の「知の拠点」に向けた取組を支援すること。

以上、3つの項目を局運営の基本的な考え方として事務事業を進めていくこととしており、そのためには、スリムで効率的な業務執行体制をめざしつつ、事業の再構築等による見直しなどによって市民サービスの低下をきたすことなく、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えている。

事務事業の再構築に係る施策の企画・立案、それに対応する業務執行体制の改編等の管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものだが、項目1点目及び3点目の申し入れのとおり、それらに伴い職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、勤務労働条件に関する交渉にあたっては、交渉に関わる必要な資料を提供することは当然と考えており、地方公務員法や大阪市労使関係に関する条例の趣旨を踏まえながら、丁寧に対応してまいる。

2点目の超過勤務については、時間外勤務を必要最小限にとどめるよう、引き続き、縮減に向けた取組を行うとともに、職員の時間外勤務の状況の把握とあわせて、効率的な業務の進行管理に十分に努めてまいる。

4点目のこの間経験したコロナ対応や大規模災害にかかる対応については、関係室局と連携を図りながら実効性のある体制を構築するとともに、職員の勤務労働条件に関することが生じた場合には協議をお願いしたいと考えている。

5点目、働きやすい職場、風通しの良い職場をめざす観点から、セクハラ・パワハラなどのハラスメント対策に取り組むことは、当局としても重要であると認識しており、令和3年度にハラスメント防止会議を設置し、引き続き積極的にハラスメント対策に取り組んでまいる。

以上、本日、お受けした申し入れについては、真摯に受け止めさせていただき、今後、交渉事項が生じた場合は、誠意をもって対応させていただきたいと考えるのでよろしくお願い申し上げます。

（市民支部）

ただいま、副首都推進局から、考え方が示されたが、我々としても事務事業の見直しそのものを否定しているものではなく、行政需要が逼迫している部門には必要な人員を的確に配置し、十分な執行体制を構築しなければならないと認識している。事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編など管理運営事項とされている内容については、所属の責任において実施する

ことは当然だが、「市の方針が決定し、公表できる状況にある情報」については、情報公開請求を受けた場合と同程度の資料を提示するよう要請する。

また、それに伴う職員の勤務労働条件に関する内容についても、支部・所属間で十分な交渉・協議を円滑に行われるよう強く要請する。あわせて、恒常的な超過勤務について抜本的な解消のため総合的な当局対応を改めて求めておくとともに、超過勤務の多い部門に対し、具体的な要員配置を含む実行ある対応を行うことを強く求め、申し入れ交渉を終了する。